

0204

第九號

閱  
受領 昭 年  
結了 昭 年九月廿一日

受領 番 領 名  
攝政大臣 藤原 實家

件 名  
左大臣 藤原 實家 訓令 件

大臣  
大員  
次官 藤原 實家  
高級副官  
主務副官 主計

右大臣 藤原 實家 訓令 件

左大臣 藤原 實家 訓令 件

右大臣 藤原 實家 訓令 件

比及及報告也  
陸軍省 滿洲 第一五八八號 九月十日

陸軍省

陸軍省

受領 番 件 名		博老文分三六二号		受領 昭 治 年
大臣		陸軍省 次官		結了 昭 治 年
次官		奏 高級副官		
廳名		支隊		
主務副官(主計)		主務副官(主計)		
考後此者... 別件陸軍省... 及... 昭和...		陸軍省... 第一六一三... 九月廿日		

昭和三十二年九月

東京留守備中見合良、以令ノ件

子

美濃沼子使事ノ旨

連方方命一平日今有田事安定之、子也ノ  
中河合あまふ港ノ支所  
元部、也

藤原 實 録

訓令

一、臺灣方面軍用下等ノ為ニ設ケル區域ハ牛車水附近

ヲ海埔、新木崎、大湊崎、終ノ計ニ

殿付近大嶼山、高嶼山ノ三區ハ均シテ地方ニ

お申上國ノ為トス

但し第三軍區ニ屬スル者ニ付新入可同軍

ヲシテ其ノ為ニ保ミセシム

二、臺灣方面軍用下等ノ為ニ設ケル租借地(を以テ)

會館ノ地方力故ニ海牙条約ニ附屬スル所ノ

法規ハ何レモ其ノ元規則ニ依リテ決スル事ニ

ハシ



為被区域の一時も在るもの之より面は見えぬ  
事しやう下は及んば上ノ事皆方スヨト  
り

六、直東方面下月全交る為被区域、行政  
可免規易ノ定免トキ之リ大キ事  
物去スレシ

明治三十二年

臺灣信託株式會社

明治三十二年

大臣

大倉

所

陸軍謀略第二十七号

第二十五号

明治三十七年九月廿二日

參謀總長 侯爵 山縣 有朋

此為所方也



違本東守命

少裁可有

此方少裁可有



軍部 三奉

15/9

大 本 署